

平成 19 年度
諸外国の国土政策分析調査
(その 4)

イタリアの国土政策事情 -
報 告 書

平成 20 年 3 月

国土交通省 国土計画局

平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査 - イタリアの国土政策事情 -

本報告書は、平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査のうち、イタリアの最新の国土政策事情に係る事項を、現地訪問調査（平成 20 年 2 ～ 3 月実施）での入手情報（ヒアリング情報及び文献情報）、イタリアの国土計画担当機関（国、州、地方自治体）の計画書、その他既存文献を活用してまとめたものである。

1 . イタリアの地方制度の基本構造

(1) 州

概要

イタリアの地方制度の基本構造は、州（regione）、県（provincia）、コムーネ（市）（comune）による三層制からなる。

州は、15 の普通州と 5 の特別州からなる。普通州は、ピエモンテ、エミリア・ロマーニャ、カンパーニア、トスカーナ、ロンバルディア、プーリア、ウンブリア、バジリカータ、マルケ、カラブリア、ヴェネト、ラツィオ、アブルッツォ、リグーリア、モリーゼである。特別州は、シチリア、サルデーニャ、トレンティーノ＝アルト・アディジェ、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア、ヴァッル・ダオスタであり、島嶼及び国境山岳地帯に位置し、大幅な自治権を保障されている。

1970 年代の州創設当時は、中央政府の負担を軽減することが究極の目的であり、州は国家行政の手段と捉えられていた。州に対する国のコントロールは普通州の場合、比較的厳しいと言える。まず、州の立法はすべて国によって承認されなければならない。この場合、国の法律体系と矛盾しないこと、州の権限を越えないことが確認される。

普通州は、1970 年以降に順次成立し中央政府の権限の一部を委譲され、2001 年憲法改正により、国～州～県～コムーネ（市）の関係に関する改正が行われ、州の自律性が確立した。国家防衛・税財政・主要経済（競争力強化）などは国の事務（独占的権限）、エネルギー・インフラ・景観などは国と州が対等に関与する。なお、空間計画に関しては、国は財政面からの支援及び調整を含むアドバイスをを行い、実質的には州が主導している。

組織構造

州政府は、市民から選挙によって選出される議会（consiglio）議会において任命される執行機関である評議会（giunta）州代表（presidente）からなる。州のトップである州代表は、評議会の議長を務めるが、議会の議長は別途議会の中から選出される。州は立法権を有するが、国の法律体系によって定められた枠組みの中においてのみ可能である。

権限・機能

州の機能としては、第一に社会サービスの提供があり、医療、社会保障事業、保育、学校保健、文化事業、職業訓練等が含まれる。このうち医療は州の活動に伴う支出の 50% 以上を占め、最も重要な機能と言える。

第二は、都市計画、特に土地利用計画に関する機能である。州は、公共事業や都市基盤施設の計画、市の策定する都市計画の認可を行う。都市、地域計画を策定する他、運輸、公園緑地、森林、水系等に関する政策、地域保全、環境保護等を担当する。

第三は、経済政策であり、州は、政策の効果の範囲が領域内に及ぶ分野である、観光、商業、農業、水産業、手工業、鉱業等に関与する。しかし、例えば農業の場合、基本政策はEUによって定められ、更に国家の法制度が加わることにより、州の機能は、ヨーロッパ及びイタリアの基準を適用することに限定される。他方、運輸に関しては、州はマスタープランの策定のみならず、市交通公社等に対する国からの補助金の配分に関する権限を持ち、地域行政を調整する機能を有する。

特別州は絶対的な自治権を有する。州条例の制定によって、国の法制度や基準から完全に独立した独自の政策を実行することができる。例えば、トレンティーノ＝アルト・アディジェは、工業政策の作成に関する権限を有し、かつ、いかなる国の法的規制も受けないが、これは普通州には認められていない権限である。

(2) 県

概要

県は、これまでたびたび廃止論にさらされてきたにもかかわらず、近年は増加する傾向にあり、現在、103の県が存在する。県の特殊形態である大都市圏は、1990年新地方自治法によって導入された制度であり、市域を越えた広域行政を円滑に行うことを目指すものである。圏域内に含まれる自治体の機能の一部を担当するものの、市や県を代替するものではない。県については、小さなコムーネの立場を代弁する役割を果たしているようにも受け止められる。

組織構造

県政府は、議会、評議会、県代表からなる。県代表 (presidente) は、議会と同日に直接選挙によって選出され、評議会の議長、議会の議長を兼任する。評議会を構成する評議員は、県代表によって任命される。

県代表の他、国 (内務省) から任命、派遣される官選県知事 (prefetto) がおり、市のコントロール、市と州との関係への介入等がみられる。

権限・機能

県の財政規模は市の1割程度で、その権限は限られている。その実態は千差万別であり、市政の調整、県の戦略計画を独自に策定する能力を有する県がある一方、行政主体として有名無実という県も少なくない。県はしばしば、その機能が質量ともに限定されたものであること等から、廃止すべき機関と目されてきた。

県の主要な機能は、土地の保全、環境の保護と評価、災害の予防、水源・エネルギー源の保護と評価、文化財の評価、道路行政と公共交通、動植物・公園・自然の保護、狩猟や領域内における漁業、廃棄物処理、下水処理、国及び州の法律で定められる保健医療事業、中等教育、芸術教育、職業教育、学校関連の営繕、市の技術的・行政的な補助、州計画策定への参加、県の全体計画・特定分野計画・地域調整計画の策定と実施等である。

(3) 市 (コムーネ)

概要

市(コムーネ)は 8,000 以上を数え、人口、面積、地域性にかかわらず同一の法的主体である。住民が 100 人に満たない小さな市から、約 300 万人の住民を抱えるローマ市までが、同一の基準によって規定されており、矛盾も多い。もっとも、イタリアの基礎的自治体の規模は全体的に小さく、人口 3,000 人に満たない市が 58.2%を占めている一方、1 万人以上の住民を抱える市は 12.4%、10 万人以上では 0.5%にすぎない。

イタリアの市は、中世の封建都市国家に起源を持つとも言われるが、制度的な継続性を持つものではない。国家統一の際に採用されたサルデーニャ王国の地方制度が現在の市の制度的基盤となっている。従って、国家の任務とされる防衛、外交、司法、運輸・交通、高等教育等を除くあらゆる機能が市に委ねられている。

特殊な組織である山岳共同体は、山岳地帯に位置し複数の市域に係る地域について結成されたものであり、市議会から任命される議員によって統治される。交通、都市基盤施設、農業、その他の活動の調整を担当する。多額ではないが国庫支出金が提供されており、独自の予算を執行できる。

組織構造

市政府は、議会、評議会、首長(sindaco)からなる。首長は直接選挙によって、また議会は首長会派にプレミアがついた比例代表制で選出される。評議会は首長の任命する評議員から構成される。人口 15,000 人以下の市の場合、首長が議会の議長を兼任するが、15,000 人を超える場合は、条例に基づき、議会内から選出される議長、または最年長議員等によって議会が運営される。

市書記官(Segretario Comunale)は、小規模な市においては、中央政府による地方自治体の統制の有効な手段として機能するが、大都市ではこの限りではない。市書記官は内務省から自治体に派遣されるが、赴任先の自治体から給与を支給され、市の重要な決議や文書にサインする任務を負う。

権限・機能

市の主要な機能は、都市警察、学校教育と保育、文化行政、見本市や市場を中心とする商業その他の事業の推進・監督、観光行政、手工業、農業、都市計画、公共交通と道路行政、水供給、電気供給、ごみ収集、下水処理、都市基盤施設、公共事業、公園、住宅政策、環境保護等である。国と州が社会サービス、社会福祉事業、教育、保健医療の分野に関与するようになった後、市はこれらに対する権限の一部を失った。

2. イタリアの国土計画の策定状況

(1) 計画体系

イタリアの都市・地域計画の基本的な枠組みは、1990年新地方自治法による地方分権以降、上位の計画から順に、州政府の地域計画 PTR (Piano Territoriale Regionale)、県の広域調整計画 PTCP (Piano Territoriale di Coordinamento Provinciale) 及び大都市圏計画 PRGI、市 (コムーネ) のマスタープラン PRG、地区計画 PP、となっている。州の広域計画の上位には、国及び州政府の定める経済プログラム (Programmazione Economica) があり、都市・地域計画はこれに沿って策定される。

しかし、イタリアにおいては国土計画のような地域計画を超える上位の空間計画はない。1960年代に一度研究されたが実施に至っておらず、全国スケールの計画図としては、高速道路や鉄道等に限定されている。なお、EU の空間計画を受けて、国土を超えた計画と構造基金に基づく、国の資金配分プログラムが 1990年代から行われている。これもプログラム (Programma) であり、正確には計画 (Piano) と異なるが、資金配分を目的とした補助金につながっており、国土スケールの新たな広域計画として注目される。なお、EU レベルでは、1999年に合意された「ヨーロッパの空間開発展望 (ESDP)」及び「ヨーロッパの空間計画観察ネットワーク (ESPO)」で EU の全体像を描いている。州レベルでは、これらを元に、大規模インフラの位置づけや地域ポテンシャルの評価を行っていた。

従って、最上位の都市・地域計画としては 20 の州政府ごとに、それぞれの地域計画 PTR が策定されている。広域計画は、特定の土地利用規制、特定の面的開発、道路網や鉄道といったインフラストラクチャー網の計画を州全域で策定している。州の地域計画は、県・コムーネ・民間主体などが参画して案が策定され、州議会の承認を得て決定される。また、州の地域計画は、経済開発省が毎年策定する国家経済計画と整合させる必要があるため、国と各州との調整が行われ、国の同意を得て、国家予算の配分がなされる。また、経済開発省は EU 構造基金とそれに関連する予算についても手当てするが、手当てされた予算は、一会計年度 (2007-2013) 中に変更されることはない。

都市計画法ではなく、1985年のガラッソ法 (環境価値の高い地域の保護に関する緊急規定法) の求めた風景計画 PTP は、河川、海岸、森林等の環境保全の定めに従い、検討の上、地域計画 PTR に組み込まれる形で全州に導入された (風景計画は、州の地域計画の中で策定することが憲法及び法律で規定されている。)。風景計画に関しては、国は保護すべき対象地を指定するが、州はそれに上乗せして保護地域を決めることができ、どのように保護し又は利用することができるかを定めることができる。

従来、州政府のサブエリアとして検討されていた県の広域調整計画 PTCP は、1990年の地方分権によってその位置づけが明確になり、近年徐々に整いつつある。また、従前の県域に一致する大都市圏の指定により、大都市圏計画 PRGI も重要視されるようになっている。

一方、最も基本的な都市計画であるマスタープラン PRG は、ほとんどの都市に普及し、高度成長期型から成長管理型へ移行する変更が始まっている。特に、エコロジーやサステナビリティを配慮した図面規定も盛り込まれるようになってきている。マスタープランは、主に道路、鉄道等のインフラストラクチャー計画、ゾーニング図、公共用地、公共建築、歴史的環境及び風景環

境保全規制、実施規制からなっており、農地や森林を含めて市域全域の土地利用計画を策定しなければならない。市議会が採択したマスタープラン案は、州政府の承認を受ける仕組みとなっている。州政府は承認するに当たり、大幅な変更にならない形で上位計画に照らして修正を求めることができる。イタリアにおいては、マスタープランにおける都市計画規定や条例の内容は、国及び州政府の法の意図に従う限り全国一律である必要はなく、地方自治体本位で立案することができる。

地区計画は、マスタープランを実施するための地区単位の詳細計画として設定されたもので、道路網計画、主要道路沿い及び広場沿いの建築ボリューム及び高さ規制、公共施設のための用地確保、建築物の倒壊と保存の選択、建築タイプ類型に基づく地区区分、土地の収用及び条例による規制が規定項目とされている。

(2) イタリアの国土計画の経緯と南イタリア開発

法制面からみれば、イタリアの国土・地域整備の経緯は、従前の都市計画関連法規を統合した、1942年の都市計画法の制定に始まる。これは戦前の都市部に対する急速な人口増加に対して定められたものであった。同法は戦後も存続し、今日も国土・地域整備に対する基本的な法律となっている。これは主に土地利用に関して規定するものであり、これを補助するものとして、土地増価税や特別開発負担金といった税制上の制度が定められている。

イタリアの国土・地域整備政策は、1861年のイタリア統一以降、南北イタリアの格差是正という経済的側面を軸に進められてきた。国土計画と経済政策との結びつきは、戦前の道路、上水道、鉄道建設に対する南部への重点投資、土地改革、更には南イタリアのいくつかの州、県に対する開発のための特別法の制定に至った。イタリア統一以降、それまでにかんがりの工業集積を有していた北部と、生産性の低い手工業や封建的農業を営んでいた南部の閉鎖的社會との格差は、関税の撤廃により顕著となり、イタリアという国家の二重構造を生み出す原因となった。

南イタリアの開発が、国土計画上の主要課題として本格的に開始されるのは、1950年の南部イタリア開発事業団(CASSA)の設立からである。また、戦後の総合的な経済開発計画として、雇用及び経済活動の拡充を目指したヴァノーニ・プラン及びそれを引き継いだ第1次長期経済計画(1965-1970年。以後経済計画は策定されていない。)から、南イタリア開発は国の経済政策に組み込まれることとなった。

南イタリアの開発は、CASSAを中心に、国の経済政策の中での優先性、国家持株会社やCASSA関連企業の活動によって、開発拠点への工業導入を促進する形で進められた。しかし、こうした取り組みによっても南北格差の是正に十分な効果をもたらしたとは言えず、1970年代以降、南イタリア開発は国家的課題としてあげられつつも、それらは政策的プランに止まり、実質的な開発は挫折している。CASSAは1984年に廃止され、その後は、観光事業や農業開発等の多角的な開発計画が立てられているものの、イタリア経済にとって南部への巨額な投資は大きな負担となり、EUによる外部資金の導入に頼らざるを得なくなっている。

なお、1994-1999までは、EU構造基金の対象となるEU平均一人当たりGDP比75%以下の州は8州あった。2000-2006年までに、アブルッツォ州とモリーゼ州が75%以上になり、2007-2013年に、バジリカータ州とサルデーニャ州が75%以上になった。これはEUが東欧にまで拡大し、全体としてのGDPの平均値が下がったためである。

3 . 2007-2013EU 構造基金

(1) 構造基金

構造基金とは、欧州共同体設立条約第 5 章「経済的社会的結束(Economic and Social Cohesion)」に基づき、委員会規則で規定されている EU における資金配分スキームである。

2007-2013EU 構造基金以前は次の 4 つの基金から構成され、これらは主として加盟国イニシアティブの下で運用されているが、併せて共同体イニシアティブ、特別漁業支援、革新的措置にも充当される。

欧州地域開発基金(ERDF : European Regional Development Fund)

1975 年設立。産業又は観光関連活動(ホテル業等)を含むサービスへの投資。

新規雇用の創出、産業の高度化や近代化による既存の雇用維持のための援助。

欧州社会基金(ESF : European Social Fund)

1958 年設立。労働者の訓練、能力開発及び再教育のための援助(主に欧州雇用戦略のための拠出を行う基金)。

当初は社会政策を支援する基金として設置され、その後、労働力需給のミスマッチや不完全就業、失業の増大を背景として、地域政策の一手段として位置づけられることになった。

欧州農業指導保証基金指導部門(EAGGF : European Agricultural Guidance and Garannett Fund)

1962 年設立。農業構造近代化の援助。

当初は地域政策との関係は間接的だったが、多くの低開発・低所得地域が農業地域であったため、EAGGF と地域政策を連携させる試みが続けられる。

漁業指導基金(FIFG : Financial Instrument for Fisheries Garanttee Fund)

1993 年設立(EAGGF から分離)。漁業資源の保全や漁業の近代化促進のための援助。

(2) 2007-2013 年の結束政策に至る経緯

「リスボン戦略」(2000 年 3 月)

今後 10 年間で「より多くより良質の雇用と社会的結束を伴った、世界で最も競争力ある知識に基づく持続的発展を実現する経済を実現すること」を目標として設定した。

「持続可能な発展に向けた EU 戦略」(2001 年 5 月、ヨーテボリ欧州理事会で決定)

長期的観点から、経済的発展、社会的結束、環境保護は一体的に推進すべきとの認識を示した。

「次期中期財政見通し(Financial Perspective 2007-2013)」(2004 年 7 月 14 日)

1) 持続可能な発展(Sustainable Development)の推進

成長と雇用の確保に向けた競争力強化に 1,330 億ユーロを充当し、統合化された市場における企業の競争力強化、研究開発拠点の形成、教育・人材育成の強化等を推進。

成長と雇用の確保に向けた結束強化に 3,390 億ユーロを充当(従来の構造政策に該当)し、次の 3 つの重点を推進。

a 収束(格差是正)(Convergence)

- b 地域の競争力強化(Regional competitiveness and employment)
- c 欧州における地域間協力(European territorial cooperation)
- 2) 自然資源の保全と管理
4,050 億ユーロ。72%は農業関連予算（その中心は共通農業政策、農村地域振興）
- 3) 欧州における公民権の確立
250 億ユーロ。
- 4) グローバルセンターとしての欧州が果たす役割の促進
950 億ユーロ。政治的に EU の影響力を強化するための取り組みを推進。

欧州憲法条約への「地域的結束」の位置づけ

地域的結束 = 「地域間不均衡を防止し、空間的に影響を与える分野別政策と地域政策を首尾一貫させることで、格差を是正し、よりバランスのとれた開発を達成し、さらに地域的統合と地域間連携を促進すること」（第3次結束レポート（2004年））

「コミュニティ戦略ガイドライン(CSG : Community Strategic Guidline)」(2005年7月)

- 1) 2007-2013 結束政策(Cohesion Policy)の枠組みとして、集中(Concentration)、収束(格差是正、Convergence)、地域の競争力と雇用(Regional competitiveness and employment)、欧州の地域的協力(European territorial cooperation)、ガバナンス(Governance)の5つの視点が重要であると提起している。
- 2) これらを踏まえ、2007-2013年の優先的課題として次の3つを示している。
 - a アクセシビリティの向上、サービスレベルと品質向上、環境の保全を通じて、加盟国、地域、都市の魅力を向上すること。
 - b 新しい情報コミュニケーション技術を含む研究開発能力の向上を通じて、イノベーション、起業、知識経済の成長を促進すること。
 - c できるだけ多くの人材を就業・起業活動への参加の促進、雇用者と企業の適応性の拡大及び人材投資の強化を通じて、できるだけ魅力的な雇用を創出すること。
- 3) ガイドラインは、地域政策の観点から、「成長と雇用に対する都市の貢献」、「農村地域における経済的多様性確保の支援」、「越境間(cross-border)、超国家的(transnational)、地域間(territorial)の協力の重要性」を挙げている。

(3) 2007-2013 結束政策のスキーム

加盟国は、CSG に基づいて 2007-2013 年の構造基金計画作成の参照となる「国家戦略リファレンス・フレームワーク(NSRF : National Strategic Reference Framework)」を作成することとされる。NSRF は、各国の「収束」目的と「地域の競争力と雇用」目的のための戦略の概要と業務実施について記述し、構造基金が CSG や各国の国家開発計画(NRP)に沿っていることを確認する。また、持続的開発を促進するための EU の優先事項と国や地域の優先事項との関係を明確化する。さらに、政策をモニタリングするための主要課題や地域に関する優先事項の主要目標を定量化し、実績や影響の指標を明確化することを求められる。

具体的には、EU や世界経済の潮流を考慮した発展格差、弱点、可能性の分析、テーマ別・地域別の戦略、実施計画(OP)一覧、リスボン戦略への対応、毎年の資金配分等を記述する。

加盟国は、NSRF を実施するための実施計画（OP：Operational Program）を作成し、多年度にわたる手法、財源とその配分を記述する。具体的には、現状分析、優先事項の理由、詳細な財政計画、主要な事業等を記述するとともに、目標を定量的に示すアウトプット指標や実施の際のモニタリング・評価手法、透明性を確保するための財政の流れ等の事業評価手法も盛り込むこととされる。

構造基金の再編：2007-2013 年では次の 3 つに集約される。

- 1) 収束目的（格差是正、Convergence Objective）
81.7%、2,513.3 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格）
拠出元：ERDF、ESF、Cohesion Fund
Objective1 の後継
- 2) 地域の競争力と雇用(Regional competitiveness and employment)
15.8%、487.9 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格）
拠出元：ERDF、ESF
Objective2,3 の後継
- 3) 欧州における地域間協力(European territorial cooperation)
2.4%、75 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格）
拠出元：ERDF
INTERREG の後継

（４）イタリアの国家戦略フレームワーク NSRF

EU・国・州の関係

2005 年 12 月までに EU 構造基金の各国配分は終わっており、その後、EU の戦略に基づき各国は国家戦略フレームワークを策定する。EU 構造基金は、その戦略を実現するためのいくつかの目的（格差是正、地域の競争力・雇用、欧州空間連携など）に対応して、それぞれに定められた条件に合致した国・地域からの応募（企画競争）を元に各応募主体への配分を決定している。イタリアでは、経済開発省が EU の企画競争を勝ち抜いた各応募主体への配分を取りまとめ、それぞれの地方へ配分すると言う説明があった。EU が構造基金を通じてその影響力を増してきており、各国の政府はその分だけ財政・経済運営の自主性が制約されてきていることを伺わせた。

各国は国家戦略フレームワークを EU に提出し、EU との協議などを経て EU の方針と一致させる。イタリアの国家戦略フレームワークには、人的資源の向上、職業訓練、商品の品質向上、技術革新と科学研究、持続可能な環境資源などの戦略が盛り込まれている。

各州は、国家戦略フレームワークに基づき、州のオペレーティング計画を策定し（最終的承認は EU 委員会、国は経由及び調整機関）これに基づいて EU 構造基金及び国家予算が配分される。オペレーティング計画は州の地域計画とは整合を取りつつ、並行して策定され、ラツィオ州とロンバルディア州では事実上、EU 構造基金を受け入れるためにのみ策定されていると考えられる。

インフラの整備に関しては、整備すべきインフラの規模、インフラ整備の影響の範囲によって、国、州、コムーネの役割分担が決められている。

国家戦略フレームワーク NSRF2007-2013 の策定

EU 加盟各国は国家戦略フレームワークを起草するに当たって、「結束政策 2007-2013 に関する

共同体戦略ガイドライン（The Community Guidelines on Cohesion 2007-2013）」を基礎としている。このガイドラインは、成長と雇用の課題、地域的結束という2つの目標の間のバランスを追求したもので、次の3つの優先目標（priorities）を掲げている。

a 加盟国、地域、都市の魅力の向上

アクセシビリティの向上、十分な質と水準の公共サービスの確保、環境ポテンシャルの保全を通じて、加盟国、地域及び都市の魅力の向上を図る。

b イノベーション、起業、知識経済の成長の促進

新たな情報通信技術の利活用を含め、研究開発、イノベーション能力の向上を図る。

c より一層の、かつより良い雇用の創出

人々を仕事や起業に惹きつけるため、労働者と企業の適応性を向上させるとともに、人的資本への投資の増大を図る。

イタリアの国家戦略フレームワークは、2007年7月13日にEUによって承認されているが、その策定プロセスは3つのフェーズに分けられる。第1フェーズは2005年3月までの間であり、この期間に各州、国（中央政府）は予備的な戦略フレームワーク文書を用意する。南部イタリアの場合は、関係する各州が経済開発省（地域開発・結束政策局）と調整して共同で文書を作成した（南部イタリア新プログラム）。これに続く第2フェーズは、異なるレベルの政府間（国、州、県、コムーネ）での検討・調整、経済・社会会議及びテーマ別のワーキンググループによる検討が行われた。第3フェーズは、国家戦略フレームワーク草案に対する政治的調整のプロセスであり、2006年12月21日の国家・州間会議及び2006年12月22日の経済関係閣僚会議（CIPE）によって決定された。

このフレームワークの策定の中心になったのは、経済開発省（地域開発・結束政策局）であったが、社会基盤省（地域開発調整総局）は技術的な検討を行う主体として「グループ・ヨーロッパ」を立ち上げ、NSRFの策定プロセスにおいて検討の俎上に上がるトピックについてのデータや情報を収集・処理するとともに、同総局の所管分野に関する必要なガイドライン等の政策文書の作成を行った。

国家戦略フレームワーク NSRF2007-2013 の概要

国家戦略フレームワーク NSRF2007-2013 の戦略的目標は、持続可能な開発というフレームワーク下においての、イタリア全土を通じた生産性、競争力、イノベーションの改善、向上である。これは、主として競争（力）の促進、人々や投資家への公的サービスの配分のあり方に焦点を当てている。

この戦略的目標は、知識サーキット（回路）の開発、生活水準、安全及び社会的包含の増大、クラスターの形成、各種サービスの育成、競争の推進、経済の国際化及び現代化、という4つのマクロ的目標を通じて達成されるべきものとされている。

これらのマクロ的目標には、次のような10個の結束優先事項（cohesion priorities）が含まれている。

a 人的資源の向上と強化

b 競争力向上に向けた研究開発とイノベーションの促進

c 開発における環境資源の持続可能かつ効率的な利用

d 社会的包含、生活の質のためのサービス、地域の魅力

- e 地域の魅力の強化と開発のための自然・文化資源の育成・促進（主としてツーリズムの多様化と観光シーズン拡大の面から）
- f 交通ネットワークとリンケージ（特に TEN 回廊との間について）
- g 生産システムの競争力と雇用（特に中小企業に対する財政的エンジニアリングスキームの提供）
- h 都市（cities）と都市地域（urban area）の競争力及び魅力
- i 国際化の下での、投資・消費・資源の魅力
- j ガバナンス、制度的キャパシティと効率的な市場及び競争

この国家戦略フレームワークの下、イタリアでは次のように合計 66 のオペレーショナル・プログラム（OPs）が展開されている。

- a 収束（convergence）プログラム：19 プログラム（うち国主導 10、地域主導 7、地域間マネージ 2）
- b 地域の競争力と雇用プログラム：33 プログラム（うち国主導 32、地域主導 1）
- c 欧州における地域間協力プログラム：14 プログラム

なお、2007 年～2013 年の期間における EU 構造基金からイタリアの各プログラムへの配分額は、次表の通りである。

4．中央政府の施策

国（中央政府）における国土（空間）の開発・整備その他国土（空間）政策のスキーム、EUとの関係、戦略・施策、南部イタリア等の後進地域問題への取り組み等を、社会基盤省及び経済開発省へのヒアリングを基に整理すると、以下の通りである。

（１）社会基盤省

EUと国（中央政府）の関係

90年代はじめ、EU委員会の未開発地域の再生プログラムができ、イタリアでは南部地域が対象となった。2007 - 2013の計画では500億ユーロが国とEUから投入される。州オペレーティング計画は全国戦略フレームワークに従い、関係する州が指針を作成する。国の担当は経済開発省になる。州オペレーティング計画は州議会で承認されたあと、経済開発省を通してEUに提出され、最終的にはEUが承認する。経済開発省は必要があれば州オペレーティング計画に対して意見を述べることができ、EUとの協議は経済開発省が行う。

国は、EUの政策と地域の政策の間のコーディネート役を果たしている。90年代の終わりにEUの加盟国の合意により、国は国家間の関係、地域と国との関係のコーディネート役を担うことになった。

国と州の関係

1972年に国から州に権限が大幅に移譲されたが、都市計画のガイドラインは国が決定する。

1998年サバティーニ改革法により、国と州の権限を詳細に規定した。また2001年の憲法改正により、中央政府、州、地方団体との関係を明確にした。国家防衛、税財政、主要経済（競争力強化）などは国が、エネルギー、インフラ、景観などは国と州が共同で行うことになった。第二次ベルルスコーニ内閣時に目的法が採用され、全国規模でインフラ整備の対象とすべきものを明確にした。

憲法改正後、国は地方政府に対して働きかけを行う場合には州を通じて行うこととなったが、革新的な計画（目的、手段）の場合には国が主導権を発揮して直接地方政府に働きかけることができる。例えば、これまでの地方は、自らの州やコムーネのことしか考えていなかったが、今では境界を越えたパートナーシップが共有できるようになった。それは公共側だけでなく、公民の連携という部分においてもできた。実際にイタリア北西部の州であるリグーリア州のサボーナ港は、地理的条件によってこれまで以上の港湾機能の開発による地域発展が難しいところであったが、隣接するピエモンテ州と連携し、相互に有益であった。ピエモンテ州はフランスとも接しているため、国境を越えた鉄道開発などを目指している。

地方と国の関係では、結節点（市）とそれを結ぶ線（インフラ）の関係を分析する必要があり、これまでの機能集中型から機能分散型（多心型）にしていく必要がある。例えば、ヨーロッパ回廊計画にはイタリアも含まれている。回廊は大都市間を結ぶものであるが、地域にとって重要な拠点をつなぐことにもなる。回廊計画に含まれない地域においても重要な都市を見極め、財政支援することにより、地域からの発展が見込まれる。これまで43の地域（広域生活圏）について

検討し、助成した。

多心型のうち一都市でも開発能力を保有するが、連携した都市システムとして機能することを目指している。2001年以降各州に自立性が与えられ、インフラ整備においても州の独自性が強まる中、国が調整役として機能することが重要になってきている。EU全体で考えれば、イタリアがEUの港として機能すれば、東方からの海上貨物は非常に効率よくEU全域に輸送することができる。

EU 構造政策とインフラ整備

再生プログラムにおいては、インフラ整備に対しても資金が出される。南部4州の州オペレーティング計画にはインフラ整備が位置づけられている。国家的に重要なインフラ整備については、全国オペレーティング計画に謳われる。州の権限が高まってきているので、例えば国としては鉄道網の整備を重要視しているのに対し、南部地域で道路整備の要請があれば、考慮せざるを得ない。

国内のインフラ整備の状況は、次の通りである。

鉄道（旧国鉄）：総延長は16,000kmで、そのうち9,000kmが複線で、14,000kmに自動制御装置が付いている。貨物列車での輸送量は10年前と変わっていない。

道路：高速道路が6,542km、国道が21,524km、州道および県道が147,364km

港湾：規模の大きいものは25ある。南部では海上輸送の量が増えている。

全国戦略フレームワークは、リスボン戦略とエーテボリ戦略を加味し、全てのEU加盟国が作成する。全国戦略フレームワークがEU委員会によって承認されることがEU構造基金を受け取る前提条件となるとともに、EU構造基金をどのように分配するかを決定するのに用いられる。EU構造基金のほか国の基金も入るが、南部ではそれに加え、国の未開発地域開発基金が加わる。

- ・ 現在4つの全国オペレーティング計画、インフラ整備に関するもの（社会基盤省） 経済開発（コンペティティビティ、リサーチ）に関するもの（経済開発省） 教育に関するもの 国家の安全に関するもの（内務省）がある。
- ・ 全国戦略フレームワークの重要な原則は、追加性 付けられた基金を確実に実施すること（以前イタリアでは国の財政難のときに、EU構造基金がつくと南部開発のための基金を減額したことがあった）。測定ができること なぜその戦略がとられ、なぜ財源が投入されるのかを測定し、検証する。の2つである。
- ・ 全国戦略フレームワークの目的としては、人材開発、経済機能の向上、技術革新、科学研究、持続可能な環境資源、エネルギーが掲げられている。80年代に国民投票により原子力発電を排除し、現在は火力発電に頼っているため、代替エネルギーへの研究は課題である。
- ・ EU構造基金に連動した国の基金（コ・ファイナンス） 未開発地域開発基金はイタリア本予算からはずして特別予算として組まれているので、財政難の際にも予算が減額されることはない。

南部開発の目的は、南部の競争力の強化、生産能力の向上である。そのためには交通や輸送に関するインフラ整備が必要になる。2007-2013の全国戦略フレームワークによって、123億ユーロが投資されるが、そのうち85%が南部開発に当てられる。内訳は、EU構造基金が28.7億ユーロ、国の基金が32.2億ユーロ、未開発地域開発基金が63.3億ユーロとなっている。

また、1994-1999までは、EU構造基金の対象となるEU平均一人当たりGDP比75%以下の州

は 8 州あった。2000-2006 年までに、アブルッツォ州とモリーゼ州が 75%以上になり、2007-2013 年に、バジリカータ州とサルデーニャ州が 75%以上になった。これは E U が東欧にまで拡大し、全体としての G D P の平均値が下がったためである。

(2) 経済開発省

地域間格差の認識

1800年代末に統一されて以来、南北格差はあり、現在も形は異なるが格差は存在している。経済開発省においても南部の開発促進は政策的に優先されるが、中北部についてもその地域に見合った政策を検討している。なお、財政支援においては、これまでのインフラ整備から教育、研究開発、イノベーションなどへの割合が高くなってきた。

EU 構造政策を含むイタリアの地域政策

投資計画は7~9年で、投資計画に対する財政上の措置としては国家予算とEUの構造基金がある。以前の投資計画はトップダウンで行われてきたが、現在は事前に多くの州が入って調整が行われている。

投資計画は、まず大枠の全国戦略フレームワークを定める。その後に各州と協議を行い、詳細は全国オペレーティング計画や州オペレーティング計画に定めていく。計画は州が独自性を保ちながら行うが、当然国の戦略に沿った計画として、国が調整する。なお、南部地域では財政支援だけでなく、政策に対しても中央政府からの支援を行っている。また、州が地域計画を立案する際にも全体戦略に沿うようなコーディネートをを行い、また地域計画が実行段階に移った際にも支援を行う。

州の地域計画と毎年作成される国家経済財政計画との連携を調整すること（地域計画は長期計画だが、財源の裏付けが必要なため）及びEUとの調整は国の役割である。

- ・ 州との調整は、州の地域計画の草案段階で話し合いを行う。EU構造基金が入る計画についてはEU委員会で最終の承認を行うので、国は公的には介入できない。EU構造基金が入らない国家財政だけのものについては公的に介入を行うが、個々のアクションプランではなく、方向性について行う。
- ・ 地域計画の投資の部分だけを見ると、国家経済財政計画の基本的な考え方に合っているかが重要だ。特にインフラ整備では、政策よりも投資が重要になる。国と州で調整を行うが、最終的に国が認めなければ予算は付かない。
- ・ 2001年の憲法改正によって、これまであったヒエラルキーはなくなり、国と州が対などになった。その状況における協議の場は、国と州だけの場合と国と州や県、市を含めたものと2つがある。

EUとの折衝は、まず全国戦略フレームワークを提出し、それに対してEUから意見書（ポジションペーパー）が返される。その意見書に対して折衝を行い、妥協点を模索する。

- ・ 各国の全国戦略フレームワークはEUの戦略と比較され、コメントが出される。
- ・ EUの構造基金の配分は、全国戦略フレームワーク提出前に決まっている。2007 - 2013の計画は、2005年12月までに決まっていた。予算額は国ごとではなく、目的単位で決まってくる。国の中にEUの各目的の対象となる地区がどのくらいあるかで決まる。
- ・ EU構造基金の州への分配は、州オペレーティング計画に策定された目的単位に基づいた対象地区に応じて分配する。

IIP と APQ

イタリアにおいては、関係する国、州、部門（sector）、地域（area）等との間における施策、事業の調整に関するスキームとして、制度的協定プログラム（The Institutional Agreement Program：IIP）と協定フレームワークプログラム（The Agreements Framework Program：APQ）の2つがある。両者の概要は次の通りである。

制度的協定プログラム IIP は、国の設定する目標に同意した各州、自治県、セクター及び地域に対して、地域開発のための共通利益に基づいてインフラ整備を認めるプログラムである。これはプログラム調整の新しい枠組みとして、1996年に法律によって創設され、1997年3月の経済関係閣僚会議（CIPE）決定によって目的及び手続を明確化して、関係主体間で協定の上実施されている。プログラム全体の運営は、中央政府、国会、県議会の代表から構成される合議体によって保証され、この合議体はプログラムに定められた目標の達成を定期的に検証する責任を負い、政府代表から成る合同委員会にその実施面を委任している。

イタリアの全ての州と2つの自治県は、この協定に署名しており、既にその多くは基本文書を新しい分野に適用すべく対応している。国による各分野への関与・介入が可能であるため、全ての IIP は、地域の開発にかかわる幅広い分野をカバーすることができる。また、IIP は、事業やファイナンスの手続のみならず投資をモニターする手続に至るまで規定する協定フレームワークプログラム APQ を各地域が締結することを求めている。

協定フレームワークプログラム APQ は、次の事項を規定するものであり、期待される投資を速やかにスタートさせることのできる運用面のツールである。

- ・ 行われる事業、活動（時間と実施方法を特定する）
- ・ 個々の活動の責任主体
- ・ 資金計画（異なる基金からの出捐を書き分ける）
- ・ モニタリング及び結果の検証責任を負う主体とその手続
- ・ 各テーマの申請主体と副次的な主体（活動が不振、遅延、失敗した場合に備える）
- ・ 協定のパートナー間の紛争調停手続

APQ は、各州、経済開発省及び関与・介入の度合い・状態に応じて適切な省庁が署名する。この場合、技術的な付属文書の一部は、関与・介入の目的と目標を示し、主要なプログラムツールが実施段階で首尾一貫した形で選択されるように担保する。その財源としては、国・州間の開発のための追加財源、財政法によって毎年度設定され CIPE が配分する地域間の経済的・社会的バランス確保に宛てる財源、南部への CSF とオペレーションプログラム 2000-2006 による財源及び北部への単一プログラム文書 2000-2006 による財源、民間の資金（特に料金その他の収入が発生するインフラ整備が行われる場合）が挙げられる。

5 . 地方政府の施策

州及びコムーネにおける地域開発、地域（空間）政策の戦略、取り組み事例を、ラツィオ州、ロンバルディア州及びミラノ市へのヒアリングを基に整理すると以下の通りである。

（１）ラツィオ州

ラツィオ州の計画体系

都市計画は、コムーネ、県、州が管轄して行う。歴史的に都市計画はコムーネが中心で、大きな権限（決定権）をもっている。都市計画、産業開発、公的住宅、その他一般的な公共サービスはコムーネの単位で行われてきたが、その上に立つ調整機関が欠如していたため、無駄が生じていた。

1972年から都市計画の承認は州に移った。州には立法権があるため、地域を対象とした計画への権限を与えられた。各州は国の基準に基づきながら、特徴のある地域計画をつくっている。州の地域計画は、道路、大学、病院、環境関係など大規模なインフラ整備が中心になる。

州の地域計画案は最も新しいものは1993年に出されているが、現在まで州議会で承認されていない。現在、都市計画に関わる1999年の州法の規定により、この地域計画を財源に対応した3年計画に変えている最中である。

県の地域計画は州が承認し、市の都市計画は県が州に承認された地域計画があるときには県が承認し、県に承認された地域計画がないときには州が直接コムーネの都市計画を承認する。

州で地域計画を策定する場合、地域計画の利害に関係する団体が集まり、地域計画の合意に向けての話し合いの場（コンフェレンス）が持たれる。都市計画の分野によって州や国などの権限の主体が異なるため、地域計画は景観保護、交通網整備などの分野別に策定される。

分野別計画間の調整は、個別プロジェクトを実行する際に利害関係がぶつかると、その都度コンフェレンスで調整を行う。生活に関係あるもの、リスク管理、文化保護などにプライオリティがつけられる。

ハブ空港など国の重要戦略的な空港では国が調整を行い、国、州、地方団体が集まり、調整される。また地方空港などは州と地域との話し合いになる。

ラツィオ州としての主要な分野別計画は、景観保護・環境整備、河川・水域などの管理、採掘活動管理、交通網整備などである。

地域政策の財源（国の予算、EU 構造基金）

予算は国の経済計画閣僚間会議が州への配分を決める。国の予算と州独自の予算をあわせて分野としてのガイドライン（全体計画）を作成し、公示する。地方団体は、公示されたガイドラインに対して意見を述べることができ、必要があればガイドラインを変更する。

EUの構造基金は、加盟国全体の共通戦略に基づいて配分される。共通戦略は各国の意向を反映して策定されるが、イタリアの意向を集約する全国オペレーティング計画には州も参加して決められる。EUに承認された全国オペレーティング計画に基づいて加盟国への配分が決まり、国の経済計画閣僚間会議がどこの地域にどのくらい配分するかを決定するとの説明があった。

風景計画、土地利用上の問題

州の風景計画は 2006 年に採択され、今年から公開される。市の都市計画よりも州の風景計画のほうが上位になる。ローマ市の都市計画も同時期に更新された。国の景観に関する規制の運用は州に委託されているが、歴史的な建造物に州が開発許可を与えても、60 日以内であれば国が覆すことができる。それに対して州は異議を唱えることができない。2004 年にガラッソ法が改正になり、2007 年の改正に対応した風景計画を、イタリアで初めてラツィオ州が作成した。

土地利用図面は、現状を調査し、図面化している。EU では土地利用を 5 - 13 - 44 の区分に分けており、州はさらに細分化して 77 の区分に分けている。ラツィオ州では 1:25000 のスケールで作成しており、メッシュの単位は 1ha (100×100m) である。10 年ごとの国勢調査と重ね合わせることができ、政策を立てる際の重要な情報として、州の様々な部署で使われている。国内の各州が使うことを考え、ベースの区分は統一されている。なお、土地利用図は、地図であり計画ではない。また、居住密度は、人口ではなく建物で区分している。

大都市では 60 年代から不法建築が多くなされた。不法建築は基本的に売却できないが、10 年に一度免除されるシステムがある。また、ローマ市の無秩序な拡大を防ぐため、グリーンベルト地帯を設けている。

(2) ロンバルディア州

ロンバルディア州の概要と課題

ロンバルディア州の面積は、イタリアの中で4番目に大きく、40.5%が山地、47%が平野である。GDPは国内の20%を占めるが、インフラ整備は20州のうち14番目である。州の人口は約900万人で、ミラノ市には130万人が居住している。県は11あり、コムーネは1546ある。約4500km²の平野に650万人が集中している居住区があり、南は農業地区で北は山岳地帯である。人口集中と交通の集中による環境面が課題である。

環境問題と経済発展とが衝突し、経済活動とインフラ整備との整合性をどのようにつけるかが課題である。大規模インフラの整備は、ヨーロッパの東西、南北をつなぐ鉄道や道路の整備である。現状の地域計画は環境に対する影響を検証する必要がある、50年単位の計画をつくっている。

ロンバルディア州における地域計画体系

2005年の州法の改正により、州、県、市の地域計画の見直しを義務付けている。まず新しい州の地域計画が整備される必要があるため、そこから着手している。県やコムーネの賛同を得られるような地域計画にする必要があり、国との共同により大規模なインフラ整備も考慮され、県は州の地域計画に参加している。この場合、州は地域に対して押し付けではなく、方向性を明確にし、見解を共有化することを目指している。

州はEUの一員でもあるため、州の地域計画の出発点はEUである。EUは地理的、経済的、民族的にも多様であるため、プライオリティの設定が必要になる。具体的には、EUには域内の大都市（ロンドン、パリ、ハンブルグ、ミュンヘン、ミラノ）を結んだ五角形（ペンタゴン）をした地域がある。そこはEUのGDPの50%、研究開発費の70%、人口の40%、空間の20%を占める地域で、その南側の端点にミラノがある。このようにロンバルディア州はEUでも重要な位置にあり、EUの戦略は州の地域計画にも反映され、州はその地域計画の下でさらに発展していくことになる。

州の地域計画の目的は、グローバルな競争力を高める。景観の保護と利用を促進する。居住の安全性と地域の均衡を図る。の3つ。また、州、県、コムーネのそれぞれの計画が州の定めた戦略的環境影響評価にそったものとする。地域計画に際しての留意点としては、安全、インフラ整備、都市圏の発展、景観保護があげられる。この地域計画は、今年の秋議会で承認されることを目標として作成中である。地域計画は様々な地域レベルと対話してつくられなくてはならない。また、州が計画、実行するものとして州のマスタープランがある。そこには例えば、マルペンサ空港の整備、ナビーニャ地区の運河の整備、また湖も多いのでその地域の将来的な整備も謳われている。イタリアのハブ空港はローマとマルペンサと2つがあり、ロンバルディア州としてはマルペンサの整備を推しているが、政府としてはローマを考えている。

風景計画

州の地域計画の中の一つに風景計画がある。目標は、特徴ある景観を保存する。景観を改善していく。一般市民に対して景観に対する認識を高め、有効利用の機会を増大する。の3つ。目標達成に向けての手段は、県、コムーネにおける都市計画、風景計画の中で、州の景観の特

徴を際立たせていく。変化していく景観に対する確認・監視作業。景観に対する研究のプロモート。の3つ。また、計画の内容は、 コムーネや県に対して方針を出す。景観をタイプ分けする。 居住圏、交通網、研究拠点などの整備に関するガイドラインの整備。の3つである。

風景計画での重点は、山岳地帯の保護、歴史的地域の保存、美しい道路景観や環境の保護、観光資源として利用できる環境の保護などである。2008年に更新され、湖周辺地域の整備、破壊(農地を住宅地ににするなど)されている地域の再生などのテーマも加わった。具体的には、環境が破壊された地区の再生に取り組んでいる。このため、大都市よりも郊外など農村景観の破壊、居住区の拡大による地域にそぐわない建物の出現など市民の活動に近いところで環境知識を高め、一般市民に対してもわかるような計画にしていく必要がある。

風景計画は州全域が対象となるが、州の50%に国の景観に対する規制がかかっている。その規制は環境資源情報システム(SIBA)で検索できる。国の規制に基づいて、州でも独自の評価システムを作っている。

計画策定・評価のためのGISシステム

テリトリーインフォメーションシステム(TIS)という計画の策定、評価のためのGISが、州政府40局で共通に用いられている。県やコムーネは独自のシステムを持っており、州のシステムとの整合性が課題になっている。TISは一市民や市民団体などへもサービスを行っている。

EUの投資規模の評価によると、加盟国の平均で、4~6億ユーロを情報に費やしている。登記簿などの情報、環境のモニタリングまで含まれるので、巨額になる。このような投資対象の項目は、EUで統一されている。

州では情報を使えるようにインターネットサイト(Geo Portal)を作成し、情報の検索だけでなく、情報をダウンロードできる。サイトの目的は、コムーネや県などの公共だけでなく、州の重要な計画の決定の際に市民が参画できることを目指す。

EU 構造基金の結束政策への対応

EU構造基金について、EUは2007~2013年の計画の目的を3つに絞った。その目的に適合するように、加盟各国は全国戦略フレームワークを作成する。

ロンバルディア州は、全国戦略フレームワークの中だけでなく、国家を越えたアルプス地域計画にも加わっている。計画は始まったばかりで、具体的プロジェクトは決定していないが、これまでに行ってきた主なプロジェクトは、地震や洪水など自然災害に対する防災のプロジェクト、空港周辺の騒音問題、景観問題などである。

州オペレーション計画は、EUのリスボン戦略(知識経済)、エーテボリ戦略(持続可能な開発)に基づいて作成されている。EU加盟国は全国戦略フレームワークを作成するが、作成には各州も参加をする。

ロンバルディア州には雇用政策と州の競争力強化の2つの目的がある。競争力強化については、イノベーション、知識経済(企業の研究開発の支援、情報ネットワークの整備)、エネルギー(持続可能なエネルギー、コジェネ、資源に対する研究)、持続可能な交通網(交通システムの改善は空気汚染の解決にもつながる)、文化的自然保護と開発(観光資源につながるような資源の活用、開発)の4つの軸がある。

(3) ミラノ市

国、州とコムーネの関係

コムーネはサービスを受ける市民からすれば最も近い位置にある。インフラ整備は国や州から委託を受けることもあるが、基本的には国家戦略的な空港などは国が、インフラネットワークはコムーネが担当している。

鉄道などの公共事業は公が100%行うが、ミラノ市のサービスネットワークは民間に委託して行われるものあれば、コラボレーション(PPP)として行われるものもある。例えば、ミラノには19の高層建築の計画があり、そのうち11が実現している。ロンバルディア州庁舎は100%公共事業で行われる。どこに何を建てるかのプランニングは市の都市計画で行われる。

また、2001年には民間とのPPPによって都市の改革をよりフレキシブルに進めていくための都市計画を作成した。市の面積の6%が工事中であり、2008年の新しい都市計画では、新に10%が着工の対象になる。2001~2015年までに不動産に対する民間の投資は500億ユーロが見込まれている。

ミラノ市の都市計画

国の都市計画制度はあるが、フレキシビリティに欠けるため、州では、よりフレキシブルに対応のできるような仕組みにするための立法が2005年に行われてた。これをもとに市でも計画を立てている。

2015年のエキスポに立候補するなど市内各地でプロジェクトが進行しているが、計画地同士の連携や都市計画への整合性、環境問題が課題となっている。ミラノは歴史的に自然を大切にしまちづくりを行ってこなかった。また、生産拠点の一つであったため、盆地であるミラノは空気が停滞し、環境汚染が激しく、緑も少なかった。また、生産拠点が海外に移ってしまった今後は、居住環境の改善に努め、残された緑の保存と有効活用を目指していく。なお、既存の緑地は1560万㎡でこれは12㎡/人であるが、計画では900万㎡の緑地を増やし19㎡/人とし、最終的には30㎡/人を目標としている。

プロジェクトを進める改革的な手段として、明確な建築規制(単体規定 容積よりも建物間の距離や窓の数、エネルギー効率など)、容積、地形的規制(集団規定 プロジェクトとして5000㎡以上にかかる)、市のテリトリー規制(都市計画)の3つである。各プロジェクトに対し市が拘束できる部分は、緑地帯、公共空間、サービスインフラなどで、他は民間が自由に計画できる。

地域ガバナンス計画という名称の計画はロンバルディア州独特のもので、自ら治める概念が入っている。

都市計画の主要な目的は、ミラノの居住圏を開発してキャパシティを増やす。(この10年で市内の40万人が郊外へ移転した。それに伴い車通勤の増大からの空気汚染や郊外の乱開発が問題となっている) 都市の開発とインフラの整備を平行して行う。緑地帯に対する新しい考え方の適用。 サービスシステムの強化。 都市開発の簡易化し、建物所有者が平などに扱われるようにする。 土地利用面積を少なく高密度化する。 環境クオリティを改善する。の7つである。すなわち、ミラノは街の中心から開発が拡大したため、交通網も放射状に整備され、街を左右に移動する場合はいったん街の中心を通る必要がある。ミラノ中心部は120~130万人で、

周辺も含めると 400 万人にもなる。これまで都市機能が集中していたが、それを分散配置しようと試みている。郊外へ機能を持たせることにより、サービスの向上だけでなく環境の改善につながる。

緑地を増やしていく方法は、工場跡地など大規模なものは、再開発に際し、50%を緑地にし、残りを有効利用していく。市内にある既存の緑地でも個人の所有であったり、公共の所有でも手入れができておらず、市民が使えないような場合には、市が利用権を取得して整備する。の2つがある。土地利用権は市の土地利用計画に従って全ての地権者に与えられるが、実際にはその利用権を行使できない場所もある。その場合は土地利用権を利用権バンクに買い取ってもらう、あるいは、一つの利用権だけでは建物を建てられない場合は、バンクから利用権を買い取り、より大きな建物を建てることができるようにしようとする構想を持っている。これにより、ミラノ市は利用権がなくなった土地を譲り受けてインフラや緑地の整備用地とするとともに、市有地の土地利用権を売却して整備資金に当ててることを考えている。